

鳥取県告示第765号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年11月13日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

登録 番号	生産事業者 の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
252	吉田 守	鳥取市鹿野町大字 河内1733	穂の採取並びに幼苗及び幼苗 以外の苗木の育成	吉田苗圃	鳥取市鹿野町大字 河内